

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社イチケン

【英訳名】 ICHIKEN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 博之

【本店の所在の場所】 東京都台東区北上野二丁目23番5号

【電話番号】 03(3845)8096
(注)平成27年7月21日から本店は下記に移転する予定であります。
本店の所在の場所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
電話番号 03(5931)5642

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 渡辺 直之

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区北上野二丁目23番5号

【電話番号】 03(3845)8096
(注)平成27年7月21日から最寄りの連絡場所は下記に移転する予定
であります。
本店の所在の場所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
電話番号 03(5931)5642

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 渡辺 直之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円（普通配当金5円、記念配当金2円）

総額 251,700,897円

効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

（下線は、変更部分を示す。）

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を東京都台東区に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 [第1項省略]</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 [第1項省略]</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>[新設]</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 [第1項省略]</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 [第1項省略]</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>附 則 第2条（本店の所在地）の変更は、平成27年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

長谷川博之、吉田稔、古川仁一、西出英雄、本山洋平、藤田進及び武内秀明を取締役に選任する。

第4号議案 当社取締役に付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件

本総会の日から1年以内に取締役（社外取締役を除く）に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の概要を次のとおりとする。

新株予約権の上限を50個（普通株式 50,000株）とする。

新株予約権と引換えにする金銭の払込金額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の公正価額相当額（ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出する。）とする。但し、これを新株予約権者の当社に対する報酬請求権をもって相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに発行もしくは移転すべき株式数を乗じて得られる金額とする。

権利行使期間は、本総会の日から翌日から20年間の期間内で、取締役会の決議により決定する。

新株予約権者は、取締役の地位を喪失するまでは権利行使できず、取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間、かつ権利行使期間内に限り、権利行使できるものとする。但し、新株予約権割当後最初に開催される定時株主総会終結時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権を喪失する。

新株予約権の募集事項及びその他の細目事項については、取締役会の決議により決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	24,118	75	0	(注)1	可決 97.51
第2号議案 定款一部変更の件	24,099	94	0	(注)2	可決 97.44
第3号議案 取締役7名選任の件					
長谷川 博之	24,084	109	0	(注)3	可決 97.37
吉田 稔	24,082	111	0		可決 97.37
古川 仁一	24,066	127	0		可決 97.30
西出 英雄	24,071	122	0		可決 97.32
本山 洋平	22,730	1,463	0		可決 91.90
藤田 進	22,733	1,460	0		可決 91.91
武内 秀明	24,071	122	0		可決 97.32
第4号議案 当社取締役に付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件	24,068	125	0	(注)1	可決 97.31

(注) 1 出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- 4 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上